

參考資料

令和4年災害気象名別被害額一覧表（令和4年1月1日～令和4年12月31日）

（単位：千円）

番号	期間	災害名	警報等対象市町村	合計
1	1月16日	津波		0
2	1月19日	寒波		5,668
3	1月31日	地すべり		291,999
4	3月26日	大雨	屋久島町	0
5	4月24日	大雨		0
6	4月26日～27日	大雨	鹿児島市, 阿久根市, 出水市, 垂水市, 薩摩川内市, 曾於市, 霧島市, 伊佐市, 始良市, さつま町	56,202
7	5月6日	大雨		0
8	5月12日～13日	大雨		1,900
9	5月19日	大雨		0
10	5月21日	大雨	十島村	90,000
11	6月1日	大雨	徳之島町, 天城町	86,125
12	6/5～6	大雨	薩摩川内市	15,800
13	6月11日	大雨	屋久島町	236,132
14	6月13日～15日	大雨	十島村, 屋久島町	9,800
15	6月17日～18日	大雨	十島村	139,197
16	6月19日～20日	大雨	西之表市, 三島村, 十島村, 南大隅町, 屋久島町	74,914
17	6月21日	大雨	鹿児島市, 鹿屋市, 西之表市, 垂水市, 日置市, いちき串木野市, 南さつま市, 南九州市, 三島村, 南大隅町, 肝付町, 屋久島町	7,800
18	7月1日～5日	台風第4号	鹿児島市, 鹿屋市, 阿久根市, 垂水市, 薩摩川内市, 曾於市, 霧島市, いちき串木野市, 志布志市, 大崎町, 東串良町, 錦江町, 肝付町	96,959
19	7月6日	大雨	鹿児島市, 鹿屋市, 垂水市, 日置市, 曾於市, 霧島市, いちき串木野市	0
20	7月8日～9日	大雨	鹿児島市, 鹿屋市, 西之表市, 垂水市, 薩摩川内市, 日置市, 曾於市, 霧島市, いちき串木野市, 志布志市, 伊佐市, 始良市, さつま町, 湧水町, 中種子町	2,925,080
21	7月15日～16日	大雨		489,719
22	7月18日～20日	大雨		26,468
23	7月24日	桜島噴火警戒レベル5		0
24	7月29日	台風第5号		36,043
25	7月30日	落雷		25,000
26	8月21日	大雨		76,654

令和4年災害気象名別被害額一覧表（令和4年1月1日～令和4年12月31日）

（単位：千円）

番号	期間	災害名	警報等対象市町村	合計
27	8月22日	大雨		1,000
28	8月25日	大雨		271
29	8月26日	地震 (震度4)		0
30	9月3日～6日	台風第11号		421,189
31	9月17日～19日	台風第14号		7,863,522
32	9月30日	地すべり		55,470
33	11月28日	地すべり		97,519
34	11月28日～29日	大雨		98,363
35	12月22日	寒害		7,454
合計				13,236,248

災害名 発生年月日		合計	津波	寒波	地すべり	大雨	大雨
			1/16	1/19	1/31	3/26	4/24
区分							
人的被害	死者	人					
	行方不明者	人					
	負傷者	重傷	人	2			
		軽傷	人	17	1		
住家被害	全壊	棟	1				
		世帯	1				
		人	1				
	半壊	棟	8				
		世帯	8				
		人	12				
	一部損壊	棟	647				
		世帯	650				
		人	1,250				
	床上浸水	棟	9				
		世帯	9				
		人	19				
床下浸水	棟	76				1	
	世帯	76				1	
	人	146				4	
非住家	公共建物	棟					
	その他	棟	45				
その他	田	流失・埋没	ha	55.60			
		冠水	ha				
	畑	流失・埋没	ha	20.68			
		冠水	ha				
	学校	箇所	39				
	病院	箇所					
	道路	箇所	165			2	
	橋りょう	箇所	1				
	河川	箇所	316				
	港湾	箇所	15				
	砂防	箇所	1				
	清掃施設	箇所					
	崖くずれ	箇所	46			1	1
	鉄道不通	箇所	59				
被害船舶	隻						
水道	戸	505					
電話	回線						
電気	戸						
ガス	戸						
その他	ブロック塀等	箇所					
	治山施設	箇所	1				
	県有施設等	箇所	4				
	農業用施設	箇所	10				
火災発生	建物	件					
	危険物	件					
	その他	件					
り災世帯数	世帯	4					
り災者数	人	7					
公立文教施設	千円	22,952					
農林水産業施設	千円	2,991,079					
公共土木施設	千円	6,658,651			291,999		
その他の公共施設	千円	173,848					
小計	千円	9,846,530			291,999		
その他	公共施設被害市町村数	団体	105			2	
	農産被害	千円	1,745,659		5,668		
	林産被害	千円	4,084				
	畜産被害	千円	416,661				
	水産被害	千円	1,195,690				
	商工被害	千円	25,470				
その他	千円	2,154					
被害総額	千円	13,236,248		5,668	291,999		
都道府県災害対策本部	設置						
解散							
災害対策本部設置市町村		46	7				
災害救助法適用市町村		43					
消防職員出動延人数		704	65				
消防団員出動延人数		8,585	576				

発生年月日		災害名		大雨	大雨	大雨	大雨	大雨	大雨
		区分		4/26~27	5/6	5/12~5/13	5/19	5/21	6/1
人的被害	死者	人							
	行方不明者	人							
	重傷者	人							
	軽傷者	人							
住家被害	全壊	棟							
		世帯							
	半壊	棟							
		世帯							
	一部損壊	棟							
		世帯							
	床上浸水	棟							
		世帯							
	床下浸水	棟							
		世帯							
非住家	公共建物	棟							
	その他	棟							
その他	田	流失・埋没	ha						
		冠水	ha						
	畑	流失・埋没	ha						0.42
		冠水	ha						
	学校	箇所							
	病院	箇所							
	道路	箇所						2	
	橋りょう	箇所							
	河川	箇所	3		2			2	
	港湾	箇所							
	砂防	箇所							
	清掃施設	箇所							
崖くずれ	箇所	3	1		1				
鉄道不通	箇所	2							
被害船舶	隻								
水道	戸								
電話	回線								
電気	戸								
ガス	戸								
その他	ブロック塀等	箇所							
	治山施設	箇所							
	県有施設等	箇所							
	農業用施設	箇所					2		
火災発生	建物	件							
	危険物	件							
	その他	件							
り災	世帯数								
り災者	人								
公立文教施設	千円								
農林水産業施設	千円					90,000	38,000		
公共土木施設	千円	56,202		1,900				48,125	
その他の公共施設	千円								
小計	千円	56,202		1,900		90,000	86,125		
その他	公共施設被害市町村数	団体	3		1		1	3	
	農産被害	千円							
	林産被害	千円							
	畜産被害	千円							
	水産被害	千円							
	商工被害	千円							
その他	千円								
被害総額	千円	56,202		1,900		90,000	86,125		
都道府県災害対策本部	設置								
解散									
災害対策本部設置市町村									
災害救助法適用市町村									
消防職員出動延人数									
消防団員出動延人数									

発生年月日		災害名		大雨	大雨	大雨	大雨	大雨	大雨
				6/5~6	6/11	6/13~15	6/17~18	6/19~20	6/21
区分				6/5~6	6/11	6/13~15	6/17~18	6/19~20	6/21
人的被害	死者	人							
	行方不明者	人							
	負傷者	重傷	人						
		軽傷	人						
住家被害	全壊	棟							
		世帯							
	半壊	棟							
		世帯							
	一部損壊	棟							
		世帯							
	床上浸水	人							
		棟							
	床下浸水	棟	1					1	
		世帯	1					1	
非住家	公共建物	棟							
	その他	棟							
その他	田	流失・埋没	ha				1.86		
		冠水	ha						
	畑	流失・埋没	ha		0.02		0.57		
		冠水	ha						
	学校	箇所							
	病院	箇所							
	道路	箇所		10		1	4		
	橋りょう	箇所							
	河川	箇所	20	5	13		9	8	
	港湾	箇所							
砂防	箇所								
清掃施設	箇所								
崖くずれ	箇所	1					2		
鉄道不通	箇所						2		
被害船舶	隻								
水道	戸								
電話	回線								
電気	戸								
ガス	戸								
その他	ブロック塀等	箇所							
	治山施設	箇所							
	県有施設等	箇所							
	農業用施設	箇所							
火災発生	建物	件							
	危険物	件							
	その他	件							
り災世帯数	世帯								
り災者数	人								
公立文教施設	千円								
農林水産業施設	千円		106,500		138,000				
公共土木施設	千円	15,800	129,632	9,800	1,197	74,914	7,800		
その他の公共施設	千円								
小計	千円	15,800	236,132	9,800	139,197	74,914	7,800		
その他	公共施設被害市町村数	団体	3	8	4	7	6	3	
	農産被害	千円							
	林産被害	千円							
	畜産被害	千円							
	水産被害	千円							
	商工被害	千円							
その他	千円								
被害総額	千円	15,800	236,132	9,800	139,197	74,914	7,800		
都道府県災害対策本部	設置								
解散									
災害対策本部設置市町村									
災害救助法適用市町村									
消防職員出動延人数			4	7	17		5		
消防団員出動延人数		5		2			10		

発生年月日		災害名	台風第4号	大雨	大雨	大雨	大雨	桜島噴火警戒レベル5	
区分			7/1~5	7/6	7/8~9	7/15~16	7/18~20	7/24	
人的被害	死者	人							
	行方不明者	人							
	負傷者	重傷	人						
		軽傷	人						
住家被害	全壊	棟							
		世帯							
	半壊	棟							
		世帯							
	一部損壊	棟			1				
		世帯			1				
	床上浸水	棟			7	1			
		世帯			7	1			
	床下浸水	棟			14	2			
		世帯			25	1	1		
	非住家	公共建物	棟						
		その他	棟						
その他	田	流失・埋没	ha	0.08		28.07	16.10		
		冠水	ha						
	畑	流失・埋没	ha	0.05		12.30	5.40		
		冠水	ha						
	学校	箇所							
	病院	箇所							
	道路	箇所	1		44				
	橋りょう	箇所			1				
	河川	箇所			108	2	9		
	港湾	箇所							
	砂防	箇所			1				
	清掃施設	箇所							
崖くずれ	箇所	2		8	1	4			
鉄道不通	箇所	3	1	6	7	2			
被害船舶	隻								
水道	戸					20			
電話	回線								
電気	戸								
ガス	戸								
その他	ブロック塀等	箇所							
	治山施設	箇所							
	県有施設等	箇所			2		1		
	農業用施設	箇所							
火災発生	建物	件							
	危険物	件							
	その他	件							
り災	世帯数								
り災者	人								
公立文教施設	千円								
農林水産業施設	千円	90,000		869,400	486,887				
公共土木施設	千円	6,959		2,016,083	1,800	9,700			
その他の公共施設	千円			35,409		100			
小計	千円	96,959		2,920,892	488,687	9,800			
その他	公共施設被害市町村数	団体	3		17	4	2		
	農産被害	千円			4,188	1,032	16,668		
	林産被害	千円							
	畜産被害	千円							
	水産被害	千円							
	商工被害	千円							
その他	千円								
被害総額	千円	96,959		2,925,080	489,719	26,468			
都道府県災害対策本部	設置						7月24日		
	解散						7月27日		
災害対策本部設置市町村							2		
災害救助法適用市町村									
消防職員出動延人数				50	28	32	46		
消防団員出動延人数		17		136	261	83	11		

発生年月日		災害名	台風第5号	落雷	大雨	大雨	大雨	地震 (震度4)	
区分			7/29	7/30	8/21	8/22	8/25	8/26	
人的被害	死者	人							
	行方不明者	人							
	負傷者	重傷	人						
		軽傷	人						
住家被害	全壊	棟							
		世帯							
	半壊	棟							
		世帯							
	一部損壊	棟							
		世帯							
	床上浸水	人							
		棟							
	床下浸水	棟							
		世帯							
	非住家	公共建物	棟						
		その他	棟						1
その他	田	流失・埋没	ha						
		冠水	ha						
	畑	流失・埋没	ha						
		冠水	ha						
	学校	箇所							
	病院	箇所							
	道路	箇所			2				
	橋りょう	箇所							
	河川	箇所		1					
	港湾	箇所							
	砂防	箇所							
	清掃施設	箇所							
崖くずれ	箇所								
鉄道不通	箇所	2		3					
被害船舶	隻								
水道	戸								
電話	回線								
電気	戸								
ガス	戸								
その他	ブロック塀等	箇所							
	治山施設	箇所							
	県有施設等	箇所				1			
	農業用施設	箇所	1	3	1				
火災発生	建物	件							
	危険物	件							
	その他	件							
り災	世帯数								
り災者	人								
公立文教施設	千円					271			
農林水産業施設	千円		25,000	42,000	1,000				
公共土木施設	千円			34,654					
その他の公共施設	千円					271			
小計	千円		25,000	76,654	1,000	271			
その他	公共施設被害市町村数	団体	1	2	1	1			
	農産被害	千円	36,043						
	林産被害	千円							
	畜産被害	千円							
	水産被害	千円							
	商工被害	千円							
その他	千円								
被害総額	千円	36,043	25,000	76,654	1,000	271			
都道府県災害対策本部	設置 解散								
災害対策本部設置市町村									
災害救助法適用市町村									
消防職員出動延人数		2		20					
消防団員出動延人数				10					

発生年月日		災害名		台風第11号	台風第14号	地すべり	地すべり	大雨	寒害
		区分		9/3～6	9/17～19	9/30	11/28	11/28～29	12/22
人的被害	死者	人							
	行方不明者	人							
	負傷者	重傷	人		2				
		軽傷	人		16				
住家被害	全壊	棟		1					
		世帯		1					
		人		1					
	半壊	棟		8					
		世帯		8					
		人		12					
	一部損壊	棟		646					
		世帯		649					
		人		1,249					
	床上浸水	棟		1					
		世帯		1					
		人		3					
床下浸水	棟		46						
	世帯		46						
	人		85						
非住家	公共建物	棟							
	その他	棟		44					
その他	田	流失・埋没	ha		9.19			0.30	
		冠水	ha						
	畑	流失・埋没	ha		1.92				
		冠水	ha						
	学校	箇所		39					
	病院	箇所							
	道路	箇所		98			1		
	橋りょう	箇所							
	河川	箇所		132			2		
	港湾	箇所	3	12					
	砂防	箇所							
	清掃施設	箇所							
崖くずれ	箇所		20			1			
鉄道不通	箇所	13	18						
被害船舶	隻								
水道	戸		485						
電話	回線								
電気	戸								
ガス	戸								
その他	ブロック塀等	箇所							
	治山施設	箇所		1					
	県有施設等	箇所							
	農業用施設	箇所	1		1	1			
火災発生	建物	件							
	危険物	件							
	その他	件							
り災世帯数	世帯		4						
り災者数	人		7						
公立文教施設	千円		22,952						
農林水産業施設	千円	4,000	944,303	55,470	97,519	3,000			
公共土木施設	千円	373,729	3,482,994			95,363			
その他の公共施設	千円		138,068						
小計	千円	377,729	4,588,317	55,470	97,519	98,363			
その他	公共施設被害市町村数	団体	2	26	1	1	3		
	農産被害	千円	43,330	1,631,276			7,454		
	林産被害	千円		4,084					
	畜産被害	千円		416,661					
	水産被害	千円	100	1,195,590					
	商工被害	千円	30	25,440					
その他	千円		2,154						
被害総額	千円	421,189	7,863,522	55,470	97,519	98,363	7,454		
都道府県災害対策本部	設置		9月17日						
	解散		9月19日						
災害対策本部設置市町村		1	36						
災害救助法適用市町村			43						
消防職員出動延人数		24	404						
消防団員出動延人数		187	7,287						



令和4年10月5日
内閣府（防災担当）

「令和四年八月一日から同月二十二日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、別紙のとおり、当該災害を激甚災害として指定し、併せて当該災害に対する適用措置を指定する政令が9月30日（金）に閣議決定され、本日（10月5日（水））公布・施行されましたので、お知らせいたします。

本件問合せ先
内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（復旧・復興担当）付 山崎、和嶋
03-5253-2111（代表、内線 51382・51383） 03-3593-2847（直通）

(別紙)

「令和四年八月一日から同月二十二日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

1. 激甚災害の指定

令和四年八月一日から同月二十二日までの間の豪雨及び暴風雨による災害
(※令和4年8月の前線等に伴う大雨(台風第8号の暴風雨を含む。))

2. 適用措置の指定

【本激】

- ① 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助(法第3条、第4条)
公共土木施設の災害復旧事業等について、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等の根拠法令等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げ。
(過去5カ年の実績の平均では公共土木施設等は69%→83%に嵩上げ)
- ② 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置(法第5条)
農地、農道や水路などの農業用施設及び林道の災害復旧事業等について、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げ。
(過去5カ年の実績の平均では農地は85%→96%に嵩上げ)
- ③ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例(法第6条)
農業協同組合、漁業協同組合等が所有する倉庫、共同作業場等の共同利用施設の災害復旧事業について、通常の国庫補助率を嵩上げ。(通常20%→最高90%)
- ④ 土地改良区等の行なう湛水排除事業に対する補助(法第10条)
土地改良区等が都道府県からの補助を受けて湛水排除事業を行う場合において、補助事業に要する経費の9/10を補助。
- ⑤ 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助(法第16条)
公立社会教育施設の災害復旧事業に対し2/3の補助。
- ⑥ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助(法第17条)
私立学校施設の災害復旧事業に対し1/2の補助。
- ⑦ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例(法第19条)
市町村の行う感染症予防事業(消毒等)の支弁について、都道府県が全額を負担し、国がその2/3を負担。

⑧ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第24条）

国庫補助の対象とならない小規模な公共土木施設等の災害復旧事業に係る地方債の元利償還金を基準財政需要額に算入。

3. スケジュール

9月30日（金） 閣議決定

10月5日（水） 公布・施行

<参考>

・激甚災害（「本激」）：当該災害の査定見込額が激甚災害指定基準に該当した場合、年度途中に指定。

政令第三百二十号

令和四年八月一日から同月二十二日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激 甚 災 害	適 用 す べ き 措 置
令和四年八月一日から同月二十二日までの間の豪雨及び暴風雨による災害	法第三条から第六条まで、第十条、第十六条、第十七条、第十九条及び第二十四条に規定する措置
備考 一 上欄の豪雨とは、前線によるものをいう。	

二 上欄の暴風雨とは、令和四年台風第八号によるものをいう。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。



令和4年11月2日
内閣府（防災担当）

「令和四年九月十七日から同月二十四日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、別紙のとおり、当該災害を激甚災害として指定し、併せて当該災害に対する適用措置を指定する政令が10月28日（金）に閣議決定され、本日（11月2日（水））公布・施行されましたので、お知らせいたします。

本件問合せ先
内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（復旧・復興担当）付 山崎、和嶋
03-5253-2111（代表、内線 51382・51383） 03-3593-2847（直通）

(別紙)

「令和四年九月十七日から同月二十四日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

1. 激甚災害の指定

令和四年九月十七日から同月二十四日までの間の暴風雨及び豪雨による災害
(※令和4年台風第14号及び第15号の暴風雨等による災害)

2. 適用措置の指定

【本激】

- ① 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（法第3条、第4条）
公共土木施設の災害復旧事業等について、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等の根拠法令等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げ。
(過去5カ年の実績の平均では公共土木施設等は69%→83%に嵩上げ)
- ② 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（法第5条）
農地、農道や水路などの農業用施設及び林道の災害復旧事業等について、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げ。
(過去5カ年の実績の平均では農地は85%→96%に嵩上げ)
- ③ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（法第6条）
農業協同組合、漁業協同組合等が所有する倉庫、共同作業場等の共同利用施設の災害復旧事業について、通常の国庫補助率を嵩上げ。(通常20%→最高90%)
- ④ 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（法第16条）
公立社会教育施設の災害復旧事業に対し2/3の補助。
- ⑤ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助（法第17条）
私立学校施設の災害復旧事業に対し1/2の補助。
- ⑥ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例（法第19条）
市町村の行う感染症予防事業（消毒等）の支弁について、都道府県が全額を負担し、国がその2/3を負担。
- ⑦ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第24条）
国庫補助の対象とならない小規模な公共土木施設等の災害復旧事業に係る地方債の元利償還金を基準財政需要額に算入。

【局激】

【適用措置】	【対象地域】
○中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（法第12条） 事業の再建を図る中小企業者等に対し、中小企業信用保険の保険限度額の別枠化、てん補率の引上げ及び保険料率の引下げの特例措置を行う。	宮崎県 <small>もろつかそん</small> 諸塚村 <small>しいぼそん</small> 椎葉村

3. スケジュール

10月28日（金） 閣議決定
11月2日（水） 公布・施行



令和 5 年 4 月 26 日

内閣府政策統括官（防災担当）

「令和四年九月十七日から同月二十四日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令」について

令和 4 年 9 月 17 日から同月 24 日までの間の暴風雨及び豪雨（令和 4 年台風第 14 号及び第 15 号の暴風雨を含む。）による激甚災害に適用している中小企業信用保険法の災害関係保証の特例期間を 1 年間延長する政令が 4 月 21 日（金）に閣議決定され、本日（4 月 26 日（水））公布・施行されました。

I 政令の概要

令和 4 年 9 月 17 日から同月 24 日までの間の暴風雨及び豪雨（令和 4 年台風第 14 号及び第 15 号の暴風雨を含む。）により被害を受けた宮崎県東臼杵郡諸塚村及び椎葉村の中小企業に関する特別の助成として講じている中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第 12 条）について、被災中小企業者等の復旧のための資金需要が引き続き見込まれることから、適用期間を 1 年間延長し、令和 6 年 5 月 1 日までとします。

○ 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例の概要

被災中小企業者等に対し、中小企業信用保険の保険限度額の別枠化、てん補率の引上げ及び保険料率の引下げを行います。

II スケジュール

4 月 21 日（金） 閣議決定

4 月 26 日（水） 公布・施行

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（復旧・復興担当）付 山崎、梅田
03-5253-2111（代表、内線 51382・51383） 03-3593-2847（直通）

令和四年九月十七日から同月二十四日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○ 令和四年九月十七日から同月二十四日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和四年政令第三百三十八号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行				
<p>（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）</p> <p>第一条 次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。</p> <table border="1" data-bbox="555 271 657 1061"> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p>（災害関係保証に係る期限の特例）</p> <p>第二条 前条の激甚災害についての法第十二条第一項の政令で定める日は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第二十四条の規定にかかわらず、令和六年五月一日とする。</p>	(略)	(略)	<p>次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。</p> <table border="1" data-bbox="555 1144 657 1935"> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p>（新設）</p>	(略)	(略)
(略)	(略)				
(略)	(略)				

政令第三百三十八号

令和四年九月十七日から同月二十四日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第一条 次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法律」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激 甚 災 害	適 用 す べ き 措 置
令和四年九月十七日から同月二十四日までの間の 暴風雨及び豪雨による災害	法第三条から第六条まで、第十六条、第十七条、 第十九条及び第二十四条に規定する措置並びに宮 崎県東臼杵郡諸塚村及び椎葉村の区域に係る激甚

災害にあつては、法第十二条に規定する措置

備考 上欄の暴風雨とは、令和四年台風第十四号及び同年台風第十五号によるものをいう。

(災害関係保証に係る期限の特例)

第二条 前条の激甚災害についての法第十二条第一項の政令で定める日は、激甚^{じん}災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令(昭和三十七年政令第四百三号)第二十四条の規定にかかわらず、令和六年五月一日とする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和五年四月二六日政令第七十四号)

この政令は、公布の日から施行する。



令和5年3月15日
内閣府（防災担当）

「令和四年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、別紙のとおり、当該災害を激甚災害として指定し、併せて当該災害に対する適用措置を指定する政令が、令和5年3月10日（金）に閣議決定され、本日（3月15日（水））公布・施行されましたので、お知らせいたします。

本件問合せ先
内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（復旧・復興担当）付 山崎、和嶋
03-5253-2111（代表、内線 51382・51383） 03-3593-2847（直通）

「令和四年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

1. 激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定

※「◎」は指定済みの災害

激甚災害	対象区域	適用措置		
		3条 4条	5条	24条
平成29年6月25日から令和4年1月18日までの間の地滑り	熊本県球磨郡 <small>いつきむら</small> 五木村	○		○
平成30年11月30日から令和4年7月14日までの間の地滑り	奈良県吉野郡 <small>とつかわむら</small> 十津川村	○		○
令和4年7月8日及び同月9日の豪雨	熊本県球磨郡 <small>くまむら</small> 球磨村	○		○
令和4年9月5日及び同月6日の暴風雨	長崎県 <small>ごとうし</small> 五島市	○		○
令和元年6月30日から令和4年11月1日までの間の地滑り	熊本県 <small>あまくさし</small> 天草市		○	○
令和元年10月18日から令和4年1月6日までの間の地滑り	三重県南牟婁郡 <small>きほうちよう</small> 紀宝町		○	○
令和2年6月30日から令和4年9月14日までの間の地滑り	長野県下伊那郡 <small>おおしかむら</small> 大鹿村		○	○
令和3年3月27日から令和4年9月1日までの間の地滑り	新潟県 <small>じょうえつし</small> 上越市		○	○
令和3年6月28日から令和4年11月28日までの間の地滑り	鹿児島県大島郡 <small>とくのしまちよう</small> 徳之島町		○	○
令和3年6月30日から令和4年9月19日までの間の地滑り	高知県吾川郡 <small>に よどがわちよう</small> 仁淀川町		○	○
令和3年8月8日から令和4年5月31日までの間の地滑り	高知県吾川郡 <small>ちよう</small> いの町		○	○
令和4年5月20日から6月11日までの間の豪雨	鹿児島県 <small>あまみし</small> 奄美市		○	○
	鹿児島県大島郡 <small>せとうちちよう</small> 瀬戸内町		○	○
令和4年7月30日及び同月31日の暴風雨	高知県吾川郡 <small>に よどがわちよう</small> 仁淀川町		○	○
令和4年9月9日及び同月10日の豪雨	長野県下伊那郡 <small>やすおかむら</small> 泰阜村		○	○
令和4年3月16日の地震	宮城県刈田郡 <small>ざおうまち</small> 蔵王町	○		○
	福島県伊達郡 <small>こおりまち</small> 桑折町	○		○
	福島県南相馬市 <small>みなみそうまし</small>		○	○
	福島県相馬郡 <small>しんちまち</small> 新地町		◎	◎

2. 適用措置の概要

- 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助(激甚法第3条及び第4条)
公共土木施設の災害復旧事業等について、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等の根拠法令等に基づく通常为国庫補助率を嵩上げ。
(過去5カ年の実績の平均では公共土木施設等は69%→83%に嵩上げ)
- 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置(激甚法第5条)
農地、農道や水路等の農業用施設及び林道の災害復旧事業等について、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等に基づく通常为国庫補助率を嵩上げ。
(過去5カ年の実績の平均では農地は85%→96%に嵩上げ)
- 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等(激甚法第24条)
国庫補助の対象とならない小規模な公共土木施設等の災害復旧事業に係る地方債の元利償還金を基準財政需要額に算入する。

3. スケジュール

- 3月10日(金) 閣議決定
- 3月15日(水) 公布・施行

政令第五十一号

令和四年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項、第三条第一項、第四条第一項並びに第二十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第一条 次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激 甚 災 害	適 用 す べ き 措 置
平成二十九年六月二十五日から令和四年一月十八日までの間の地滑りによる災害で、熊本県球磨郡五木村の区域に係るもの	法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置

<p>平成三十年十一月三十日から令和四年七月十四日までの間の地滑りによる災害で、奈良県吉野郡十津川村の区域に係るもの</p>	<p>令和四年七月八日及び同月九日の豪雨による災害で、熊本県球磨郡球磨村の区域に係るもの</p>	<p>令和四年九月五日及び同月六日の暴風雨による災害で、長崎県五島市の区域に係るもの</p>	<p>令和元年六月三十日から令和四年十一月一日までの間の地滑りによる災害で、熊本県天草市の区域に係るもの</p>	<p>令和元年十月十八日から令和四年一月六日までの間の地滑りによる災害で、三重県南牟婁郡紀宝町の区域に係るもの</p>	<p>法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置</p>
--	--	--	--	---	-------------------------------------

<p>令和二年六月三十日から令和四年九月十四日まで の間の地滑りによる災害で、長野県下伊那郡大鹿 村の区域に係るもの</p>	<p>令和三年三月二十七日から令和四年九月一日まで の間の地滑りによる災害で、新潟県上越市の区域 に係るもの</p>	<p>令和三年六月二十八日から令和四年十一月二十八 日までの間の地滑りによる災害で、鹿児島県大島 郡徳之島町の区域に係るもの</p>	<p>令和三年六月三十日から令和四年九月十九日まで の間の地滑りによる災害で、高知県吾川郡仁淀川 町の区域に係るもの</p>	<p>令和三年八月八日から令和四年五月三十一日まで</p>
--	--	--	--	-------------------------------

<p>の間の地滑りによる災害で、高知県吾川郡いの町の区域に係るもの</p>	<p>令和四年五月二十日から六月十一日までの間の豪雨による災害で、鹿児島県奄美市及び大島郡瀬戸内町の区域に係るもの</p>	<p>令和四年七月三十日及び同月三十一日の暴風雨による災害で、高知県吾川郡仁淀川町の区域に係るもの</p>	<p>令和四年九月九日及び同月十日の豪雨による災害で、長野県下伊那郡泰阜村の区域に係るもの</p>	<p>令和四年三月十六日の地震による災害で、次に掲げる市町の区域に係るもの</p> <p>イ 宮城県刈田郡蔵王町及び福島県伊達郡桑折町</p>
<p>法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三</p>				

<p>ロ 福島県南相馬市及び相馬郡新地町</p>	<p>項及び第四項に規定する措置 法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに 規定する措置</p>
<p>備考</p> <p>一 令和四年九月五日及び同月六日の暴風雨による災害に係る暴風雨とは、令和四年台風第十一号によるものをいう。</p> <p>二 令和四年五月二十日から六月十一日までの間の豪雨による災害に係る豪雨とは、梅雨前線によるものをいう。</p> <p>三 令和四年七月三十日及び同月三十一日の暴風雨による災害に係る暴風雨とは、令和四年台風第五号によるものをいう。</p>	

(都道府県に係る特例)

第二条 前条の規定により激甚災害として指定される災害は、都道府県についての激甚^{じん}災害に対処するため
の特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百二号）第一条第一項及び第四十三條第

一項の規定の適用並びに都道府県の負担額の算定についての同令第七条第一項の規定の適用については、これらの規定にいう激甚災害には含まれないものとする。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

(関係政令の廃止)

2 令和四年三月十六日の地震による福島県相馬郡新地町の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに
対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和四年政令第百八十三号）は、廃止する。

令和4年の台風発生状況

台風発生数と接近・上陸数は、別表の通りとなっている。

発生数は25個で、平年並みだった。

九州への上陸数は2個だった。平年は1.2個。

九州南部への接近数は3個だった。平年は3.9個。

奄美地方への接近数は5個だった。平年は4.3個。

別表:台風の発生数と接近・上陸数(1951~2022年)

年	発生数														上陸数		接近数(上陸を含む)		
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計	全国	九州	九州北部	九州南部	奄美地方	
1951	昭和26	0	1	1	2	1	1	3	3	2	4	1	2	21	2	1	4	3	5
1952	昭和27	0	0	0	0	0	3	3	5	3	6	3	4	27	3	1	3	3	7
1953	昭和28	0	1	0	0	1	2	1	6	3	5	3	1	23	2	1	1	2	2
1954	昭和29	0	0	1	0	1	0	1	5	5	4	3	1	21	5	4	4	5	6
1955	昭和30	1	1	1	1	0	2	7	6	4	3	1	1	28	4	2	8	8	4
1956	昭和31	0	0	1	2	0	1	2	5	6	1	4	1	23	3	1	4	4	4
1957	昭和32	2	0	0	1	1	1	1	4	5	4	3	0	22	1	1	4	5	3
1958	昭和33	1	0	0	1	1	4	7	5	5	3	2	2	31	4	0	1	2	2
1959	昭和34	0	1	1	1	0	0	2	5	5	4	2	2	23	4	2	3	4	5
1960	昭和35	0	0	0	1	1	3	3	10	3	4	1	1	27	4	1	5	5	2
1961	昭和36	1	0	1	0	2	3	4	6	6	4	1	1	29	3	1	6	6	4
1962	昭和37	0	1	0	1	2	0	5	8	4	5	3	1	30	5	2	2	2	5
1963	昭和38	0	0	0	1	0	4	4	3	5	4	0	3	24	2	1	4	3	2
1964	昭和39	0	0	0	0	2	2	7	5	6	5	6	1	34	2	2	3	4	5
1965	昭和40	2	1	1	1	2	3	5	5	8	2	2	0	32	5	1	2	4	4
1966	昭和41	0	0	0	1	2	1	4	10	9	4	3	1	35	5	1	6	5	8
1967	昭和42	0	1	2	1	1	1	7	9	9	4	3	1	39	3	1	3	4	4
1968	昭和43	0	0	0	1	1	1	3	8	3	5	5	0	27	3	3	4	5	4
1969	昭和44	1	0	1	1	0	0	3	4	3	3	2	1	19	2	1	1	2	1
1970	昭和45	0	1	0	0	0	2	3	6	5	5	4	0	26	3	1	5	5	6
1971	昭和46	1	0	1	3	4	2	8	5	6	4	2	0	36	4	2	4	5	6
1972	昭和47	1	0	0	0	1	3	6	5	5	5	3	2	31	3	1	2	3	1
1973	昭和48	0	0	0	0	0	0	7	5	2	4	3	0	21	1	1	2	3	2
1974	昭和49	1	0	1	1	1	4	4	5	5	4	4	2	32	3	1	3	4	5
1975	昭和50	1	0	0	0	0	0	2	4	5	5	3	1	21	2	0	3	4	3
1976	昭和51	1	1	0	2	2	2	4	4	5	1	1	2	25	2	2	4	4	5
1977	昭和52	0	0	1	0	0	1	3	3	5	5	1	2	21	1	1	1	2	2
1978	昭和53	1	0	0	1	0	3	4	8	5	4	4	0	30	4	2	5	7	6
1979	昭和54	1	0	1	1	2	0	4	2	6	3	2	2	24	3	1	5	4	3
1980	昭和55	0	0	0	1	4	1	4	2	6	4	1	1	24	1	1	2	2	3
1981	昭和56	0	0	1	2	0	3	4	8	4	2	3	2	29	3	2	3	3	1
1982	昭和57	0	0	3	0	1	3	3	5	5	3	1	1	25	4	1	2	2	3
1983	昭和58	0	0	0	0	0	1	3	5	2	5	5	2	23	2	1	1	2	0
1984	昭和59	0	0	0	0	0	2	5	5	4	7	3	1	27	0	0	2	2	2
1985	昭和60	2	0	0	0	1	3	1	8	5	4	1	2	27	3	1	5	5	8
1986	昭和61	0	1	0	1	2	2	3	5	3	5	4	3	29	0	0	2	1	3
1987	昭和62	1	0	0	1	0	2	4	4	6	2	2	1	23	1	0	3	4	4
1988	昭和63	1	0	0	0	1	3	2	8	8	5	2	1	31	2	0	0	2	6
1989	平成元	1	0	0	1	2	2	7	5	6	4	3	1	32	5	3	4	5	4
1990	平成2	1	0	0	1	1	3	4	6	4	4	4	1	29	6	0	5	5	4
1991	平成3	0	0	2	1	1	1	4	5	6	3	6	0	29	3	2	5	6	7
1992	平成4	1	1	0	0	0	2	4	8	5	7	3	0	31	3	3	4	4	3
1993	平成5	0	0	1	0	0	1	4	7	5	5	2	3	28	6	3	6	6	6
1994	平成6	0	0	0	1	1	2	7	9	8	6	0	2	36	3	0	4	3	2
1995	平成7	0	0	0	1	0	1	2	6	5	6	1	1	23	1	1	2	2	2
1996	平成8	0	1	0	1	2	0	5	6	6	2	2	1	26	2	2	2	3	3
1997	平成9	0	0	0	2	3	3	4	6	4	3	2	1	28	4	2	4	4	5
1998	平成10	0	0	0	0	0	0	1	3	5	2	3	2	16	4	1	4	4	3
1999	平成11	0	0	0	2	0	1	4	6	6	2	1	0	22	4	2	5	5	6
2000	平成12	0	0	0	0	2	0	5	6	5	2	2	1	23	0	0	2	2	5
2001	平成13	0	0	0	0	1	2	5	6	5	3	1	3	26	2	0	0	2	3
2002	平成14	1	1	0	0	1	3	5	6	4	2	2	1	26	3	0	5	5	8
2003	平成15	1	0	0	1	2	2	2	5	3	3	2	0	21	2	0	5	5	6
2004	平成16	0	0	0	1	2	5	2	8	3	3	3	2	29	10	3	9	9	8
2005	平成17	1	0	1	1	1	0	5	5	5	2	2	0	23	3	1	1	1	1
2006	平成18	0	0	0	0	1	1	3	7	3	4	2	2	23	2	2	3	2	2
2007	平成19	0	0	0	1	1	0	3	4	5	6	4	0	24	3	2	3	2	2
2008	平成20	0	0	0	1	4	1	2	4	4	2	3	1	22	0	0	2	2	2
2009	平成21	0	0	0	0	2	2	2	5	7	3	1	0	22	1	0	1	1	2
2010	平成22	0	0	1	0	0	0	2	5	4	2	0	0	14	2	0	2	1	3
2011	平成23	0	0	0	0	2	3	4	3	7	1	0	1	21	3	0	4	6	5
2012	平成24	0	0	1	0	1	4	4	5	3	5	1	1	25	2	0	6	4	9
2013	平成25	1	1	0	0	0	4	3	6	7	7	2	0	31	2	1	3	3	3
2014	平成26	2	1	0	2	0	2	5	1	5	2	1	2	23	4	2	4	5	8
2015	平成27	1	1	2	1	2	2	3	4	5	4	1	1	27	4	2	4	4	3
2016	平成28	0	0	0	0	0	0	4	7	7	4	3	1	26	6	2	3	4	4
2017	平成29	0	0	0	1	0	1	8	5	4	3	3	2	27	4	2	4	4	3
2018	平成30	1	1	1	0	0	4	5	9	4	1	3	0	29	5	1	8	8	9
2019	令和元	1	1	0	0	0	1	4	5	6	4	6	1	29	5	1	5	5	1
2020	令和2	0	0	0	0	1	1	0	8	3	6	3	1	23	0	0	3	4	4
2021	令和3	0	1	0	1	1	2	3	4	4	4	1	1	22	3	2	3	2	2
2022	令和4	0	0	0	2	0	2	2	5	7	5	1	1	25	3	2	5	3	5
平年値	1991~2020	0.3	0.3	0.3	0.6	1.0	1.7	3.7	5.7	5.0	3.4	2.2	1.0	25.1	3.0	1.2	3.8	3.9	4.3

噴火警戒レベルとは

噴火警戒レベルとは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と、防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を、5段階に区分して発表する指標である。噴火警戒レベルが運用されている火山では、平常時のうちに火山防災協議会で合意された避難開始時期・避難対象地域の設定に基づき、気象庁は「警戒が必要な範囲」を明示し、噴火警戒レベルを付して、地元の避難計画と一体的に噴火警報・予報が発表される。

ここで、具体的にレベルに基づく火山活動状況を説明する。

レベル5（避難）

居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。

レベル4（高齢者等避難）

居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。

レベル3（入山規制）

居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。

レベル2（火口周辺規制）

火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生あるいは発生すると予想される。

レベル1（活火山であることに留意）

火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出が見られる（この範囲に入った場合は生命に危険が及ぶ）

特別警報について

気象庁は平成 25 年 8 月 30 日から、特別警報の運用を開始した。特別警報とは、警報の発表基準をはるかに超える大雨や大津波等が予想され、重大な災害の起こるおそれが著しく高まっている場合に発表され、最大級の警戒を呼びかけるものである。特別警報の発表の基準は以下のとおり。

気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮となると予想される場合
波浪		高波となると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

津波・火山・地震(地震動)に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準
津波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合(大津波警報を特別警報に位置づける)
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合(噴火警報(居住地域)を特別警報に位置づける)
地震 (地震動)	震度6弱以上または長周期地震動階級4の大きさの地震動が予想される場合(緊急地震速報(震度6弱以上または長周期地震動階級4)を特別警報に位置づける)

【発行】

鹿児島県危機管理防災局災害対策課

〒890-8577

鹿児島県鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号

TEL 099-286-2295